

秋田市上下水道局分課および処務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年3月22日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

秋田市上下水道局管理規程第2号

秋田市上下水道局分課および処務規程の一部を改正する規程

秋田市上下水道局分課および処務規程（昭和31年秋田市水道ガス局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表下水道施設課の項中「管理係」を削る。

第3条第1項下水道整備課の項第3号中「下水道施設」を「下水道管きょおよび下水道設備」に改め、同項に次の1号を加える。

（8） 農業集落排水施設の機能強化に関すること。

第3条第1項下水道施設課の項第4号を削り、同項第5号中「管路」を「管きょ」に改め、「および機能強化」を削り、同号を同項第4号とし、同項中第6号を第5号とする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。